

第43回 滋賀地方労働審議会次第

令和3年9月15日(水)
午前10時30分～11時30分
Web会議

1 開 会

2 滋賀労働局長挨拶

3 議 事

(1) 地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発計画について

(2) その他

4 閉 会

第43回滋賀地方労働審議会出席予定者名簿

| 開催日：令和3年9月15日(水) 会場：Web会議 | | | |
|---------------------------|---------------|-----------|-----|
| 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 出・欠 |
| 滋賀地方労働審議会委員 | 公 益 代 表 委 員 | 京 樂 真 帆 子 | |
| | | 坂 田 雅 夫 | 欠 |
| | | 手 島 一 宏 | |
| | | 古 川 政 明 | |
| | | 松 田 有 加 | |
| | | 山 本 久 子 | |
| | 労 働 者 代 表 委 員 | 阿 部 信 幸 | |
| | | 池 内 正 博 | |
| | | 大 江 彰 宏 | |
| | | 太 田 恵 | |
| | | 田 中 節 子 | |
| | | 吉 村 蔵 志 | |
| | 使 用 者 代 表 委 員 | 大 崎 裕 士 | |
| | | 川 添 智 史 | |
| | | 佐 藤 祐 子 | |
| | | 藤 野 滋 | 欠 |
| | | 堀 江 啓 子 | |
| | | 松 田 善 和 | |

(敬称略)

| | | | |
|-------|-----------------------------|---------|--|
| 滋賀労働局 | 局 長 | 待 鳥 浩 二 | |
| | 職 業 安 定 部 長 | 木 藤 邦 俊 | |
| | 雇 用 環 境 ・ 均 等 室 長 | 原 英 史 | |
| | 職 業 対 策 課 長 | 中 野 智 | |
| | 地 方 職 業 指 導 官 | 上 田 善 幸 | |
| | 雇 用 環 境 改 善 ・ 均 等 推 進 監 理 官 | 古 川 英 一 | |
| | 雇 用 環 境 ・ 均 等 室 長 補 佐 | 吉 川 昌 毅 | |

滋賀県東近江地域雇用開発計画

令和3年(2021年)9月

滋 賀 県

目

次

| | |
|------------------------|---|
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 雇用開発促進地域の区域 | 2 |
| (1) 区域の概況 | 2 |
| (2) 求人・求職状況 | 3 |
| 3. 労働力の需給状況とその他雇用の動向 | 4 |
| (1) 求人数、求職者数および求人倍率の動向 | 4 |
| イ 求人数の動向 | |
| ロ 求職者数の動向 | |
| ハ 有効求人倍率の動向 | |
| 一般有効求人倍率の推移（パートを含む） | |
| 常用有効求人倍率の推移（パートを除く） | |
| (2) 就業構造 | 5 |
| 4. 地域雇用開発の目標 | 6 |
| 5. 地域雇用開発を促進するための方策 | 6 |
| (1) 地域雇用開発促進のための措置 | 6 |
| イ 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項 | |
| ロ 職業能力開発の推進に関する事項 | |
| ハ 労働力需給の円滑な統合の促進に関する事項 | |
| ニ 各種支援措置の周知徹底に関する事項 | |
| ホ 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項 | |
| (2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組 | 7 |
| 6. 計画期間 | 8 |

滋賀県東近江地域雇用開発計画地域



1. 計画策定の趣旨

国が推進する地域雇用対策の一環として、雇用情勢の地域差を是正し、地域的な雇用構造の改善を図るため、「地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）」に基づき、雇用情勢の特に厳しい地域（以下「雇用開発促進地域」という。）について、都道府県が地域雇用開発の促進に関する計画（以下

「地域雇用開発計画」という。)を策定し、厚生労働大臣の同意を求めることができるとされている。

この同意を得た地域雇用開発計画に係る雇用開発促進地域においては、地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して、国から一定の助成が受けられるようになっている。

今回、雇用構造の改善の取組を実施していく必要性のある地域として、東近江公共職業安定所が所轄する近江八幡市、東近江市、蒲生郡日野町および同郡竜王町の2市2町が雇用開発促進地域の要件に該当することとなった。

このため、「滋賀県東近江地域雇用開発計画」を策定し、今後の地域雇用開発のための措置を図るものである。

2. 雇用開発促進地域の区域

(1) 区域の概況

東近江地域雇用開発計画において、雇用開発促進地域とする区域は、東近江公共職業安定所が所轄する近江八幡市、東近江市、蒲生郡日野町および同郡竜王町の2市2町である。

[対象地域]

| 地 域 | 公共職業安定所 | 市町名 |
|-------|------------|--------------------|
| 東近江地域 | 東近江公共職業安定所 | 近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町 |

本地域は、県の東部中央に位置し、西の琵琶湖岸から東の三重県境まで東西に広がり、面積は約728k㎡で、県全体の約18%、人口は229,767人と県全体の約16%を占めている。

鉄道網としては、JR琵琶湖線や近江鉄道線が地域内を結んでおり、通勤、通学などの社会・経済活動等に重要な役割を果たしている。また、道路網として、名神高速道路と国道8号、307号、421号、477号により結ばれている。

本地域は、緑豊かな恵まれた自然環境や、多くの歴史遺産など豊富な観光資源を有するほか、多くの工場が集積し、人、物の流れが盛んであることから、地理的な関係にとどまらず、社会・経済的活動においても密接に関係し

ている地域である。

[地域の概況]

| 地 域 | 面 積 | | 人 口 | |
|-------|---------------------|-------------------|-----------|-------------------|
| | (k m ²) | 県全体に対する 割合 (%) | (人) | 県全体に対する 割合 (%) |
| 東近江地域 | 727.97 | 18.1 | 229,767 | 16.3 |
| 県全体 | 4,017.38 | 100.0 | 1,413,184 | 100.0 |

出所：全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）、平成27年国勢調査

(2) 求人・求職状況

最近3年間における本地域に係る労働力人口に対する一般有効求職者数の割合は2.9%と全国平均2.9%以上であり、「地域求職者」の割合が全国平均以上という地域要件を満たしている。

また、本地域の一般有効求人倍率は、最近1年間の月平均値が0.73倍と全国平均の基準値0.73倍以下であり、「地域求人倍率」の割合が全国平均以下という地域要件を満たしている。

[労働力人口] (単位：人)

| | 平成27年 |
|-------|------------|
| 全 国 | 61,523,327 |
| 東近江地域 | 119,186 |

出所：平成27年国勢調査

[一般有効求職者数(パートを含む)月平均値の推移] (単位：人)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 全 国 | 1,716,557 | 1,714,280 | 1,882,657 |
| 東近江地域 | 3,249 | 3,301 | 3,787 |

出所：滋賀労働局

[労働力人口に対する一般有効求職者数の割合] (単位：%)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 3 年度平均 |
|-------|----------|-------|---------|--------|
| 全 国 | 2.8 | 2.8 | 3.1 | 2.9 |
| 東近江地域 | 2.7 | 2.8 | 3.2 | 2.9 |

出所：滋賀労働局

[一般有効求人倍率、常用有効求人倍率]

(単位：倍)

| | 一般有効求人倍率 (月平均値) | | 常用有効求人倍率 (月平均値) | |
|--------------|-----------------|--------|-----------------|--------|
| | 令和 2 年度 | 3 年度平均 | 令和 2 年度 | 3 年度平均 |
| 全国 | 1.10 | 1.42 | 1.01 | 1.27 |
| 基準値 (2/3) | 0.73 | 0.95 | 0.67 | 0.85 |
| 東近江 地域 | 0.73 | 1.08 | 0.69 | 1.04 |

出所：滋賀労働局

3. 労働力の需給状況とその他雇用の動向

(1) 求人数、求職者数および求人倍率の動向

イ 求人数の動向

[有効求人数月平均値の推移 (一般およびパートを含む全数)] (単位：人)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------|----------|-------|---------|
| 東近江地域 | 4,253 | 3,977 | 2,763 |

出所：滋賀労働局

ロ 求職者数の動向

[有効求職者数月平均値の推移 (一般およびパートを含む全数)] (単位：人)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------|----------|-------|---------|
| 東近江地域 | 3,249 | 3,301 | 3,787 |

出所：滋賀労働局

ハ 有効求人倍率の動向

[一般有効求人倍率の推移（パートを含む）]

(単位：倍)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------|----------|-------|---------|
| 東近江地域 | 1.31 | 1.20 | 0.73 |

出所：滋賀労働局

[常用有効求人倍率の推移（パートを除く）]

(単位：倍)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------|----------|-------|---------|
| 東近江地域 | 1.27 | 1.17 | 0.69 |

出所：滋賀労働局

(2) 就業構造

平成 27 年国勢調査によると、計画区域の産業別就業者の割合は、県全域と比べて製造業の割合が高い。

[主な産業別就業者数]

| 産業分類 | 滋賀県全域 | | 東近江地域 | |
|---------------------|---------|--------|---------|--------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 総数 | 677,976 | 100.0% | 115,178 | 100.0% |
| A 農業, 林業 | 17,468 | 2.6% | 4,751 | 4.1% |
| B 漁業 | 467 | 0.1% | 137 | 0.1% |
| C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 163 | 0.0% | 28 | 0.0% |
| D 建設業 | 39,953 | 5.9% | 6,927 | 6.0% |
| E 製造業 | 180,788 | 26.7% | 37,148 | 32.3% |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2,873 | 0.4% | 417 | 0.4% |
| G 情報通信業 | 8,468 | 1.2% | 925 | 0.8% |
| H 運輸業, 郵便業 | 31,699 | 4.7% | 5,802 | 5.0% |
| I 卸売業, 小売業 | 95,455 | 14.1% | 15,389 | 13.4% |
| J 金融業, 保険業 | 13,827 | 2.0% | 1,917 | 1.7% |
| K 不動産業, 物品賃貸業 | 9,155 | 1.4% | 1,050 | 0.9% |
| L 学術研究, 専門・技術サービス業 | 17,840 | 2.6% | 2,332 | 2.0% |
| M 宿泊業, 飲食サービス業 | 35,144 | 5.2% | 4,935 | 4.3% |
| N 生活関連サービス業, 娯楽業 | 22,935 | 3.4% | 3,277 | 2.8% |
| O 教育, 学習支援業 | 34,005 | 5.0% | 4,697 | 4.1% |
| P 医療, 福祉 | 78,390 | 11.6% | 11,825 | 10.3% |
| Q 複合サービス事業 | 5,844 | 0.9% | 1,316 | 1.1% |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 36,379 | 5.4% | 5,457 | 4.7% |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | 22,474 | 3.3% | 3,093 | 2.7% |
| T 分類不能の産業 | 24,649 | 3.6% | 3,755 | 3.3% |

資料：平成 27 年国勢調査

4. 地域雇用開発の目標

本地域の厳しい雇用情勢に対処するため、滋賀労働局・東近江公共職業安定所、関係市町等と連携しながら、本地域の特性を活かした地域づくりや、様々な雇用創出に係る方策を講じ、国の助成金の活用等により、概ね 80 名の雇用を創出することを目標とする。

5. 地域雇用開発を促進するための方策

(1) 地域雇用開発促進のための措置

イ 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

助成金を活用し、地域の特性や民間の活力を活かしつつ地域雇用開発の促進に努めることとし、具体的には事業所の設置・整備に伴い地域内に居住する求職者を雇用する事業主を対象とする「地域雇用開発助成金」などの国の助成措置の効果的な活用を図る。また、県・市町が連携し企業の県内への誘致などに取り組むことで、本県経済の安定的発展と地元雇用確保を図る。

ロ 職業能力開発の推進に関する事項

求職者の就職の促進と労働者の雇用の安定を図るため、求職者および企業や企業で働く労働者等の職業能力の開発に係るニーズの把握に努め、公共職業能力開発施設における効果的な職業訓練の実施とともに、滋賀労働局や東近江公共職業安定所等と連携したキャリア・コンサルティングや職業紹介等のきめ細かな支援を実施する。

また、雇用失業情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、民間教育訓練機関等を活用した多様な公的職業訓練の実施に努め、訓練受講機会の拡大を図る。

ハ 労働力需給の円滑な統合の促進に関する事項

滋賀労働局・東近江公共職業安定所・関係市町等の関係機関と連携を図りながら、地域の労働市場の状況および雇用に関する情報の積極的な提供を行うとともに、事業主と求職者のニーズや適性を考慮しながら、事業主と求職者の円滑なマッチングおよび県内企業の魅力の発信を図るため、就職面接会や企業説明会等を実施するとともに、企業情報サイト「WORK しが」などを通じて、事業主と求職者に対して、面接会等のイベントや、県内企業の魅力等の情報提供に努める。

ニ 各種支援措置の周知徹底に関する事項

雇用対策に関する法令・制度や各種支援策等について、関係機関が広報紙等での積極的な周知に努めるとともに、県のホームページや広報誌「滋賀労働」などの広報媒体を活用し、普及啓発に努める。

ホ 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

地域における取組を促進するため、地域雇用開発の方向についての地域関係者のコンセンサスを形成し、地域雇用開発を効果的に推進していく。滋賀労働局・東近江公共職業安定所・関係市町等と連携しながら、本地域の特性を活かした地域づくりや、様々な雇用創出に係る方策を講じるとともに、労使団体等とも意思の疎通を図り、本地域における地域雇用開発を効果的に推進する。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

平成 31 年（2019 年）3 月に策定した滋賀県基本構想では、本格的な人口減少社会を迎える中で、「変わる滋賀 続く幸せ」の基本理念のもと、みんなで目指す 2030 年の姿を、「人」、「経済」、「社会」、「環境」の 4 つの視点で描き、この実現に向けて取組を進めることとしている。本構想の実施計画における雇用関連の政策として

- ・誰もが働き、活躍できる柔軟で多様なライフコース
 - ・人材の確保と経営の強化
- を掲げている。

また、これらを実現するための施策として、

- ・誰もが活躍できる多様な働き方の推進
- ・学び直しや再挑戦しやすい環境づくり
- ・人材の確保・定着
- ・経営の強化・事業承継

を実施していくこととしている。

さらに、基本構想の重点政策を推進するためのエンジンとして令和 2 年（2020 年）3 月に策定した「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略」では、以下の雇用関連のプロジェクトに先駆的・重点的に取り組むこととしている。

① 人材の確保・定着と事業承継

- 中小企業の働く場としての魅力の発信と採用後の人材育成の支援
- 東京圏や関西圏をはじめとする大都市圏からの移住に伴う就業の

支援や求職者と県内企業のマッチング機会の充実

- 「しがジョブパーク」や「マザーズジョブステーション」、「シニアジョブステーション」などでの求職者に対するワンストップの就職支援
- 県内企業の採用力向上に向けた提案や助言、企業対象のセミナーの開催
- 外国人材の受入を希望する企業等の円滑かつ適正な受入・育成や定着に向けた支援
- 県内外で学ぶ外国人留学生の県内企業等での就業に向けた支援
- 滋賀県事業承継ネットワークが実施する事業承継診断等を通じた事業者の課題意識掘り起こしおよび事業者のニーズを踏まえた支援
- 現場人材の育成や業務改善による生産性向上、経営強化への支援
- 誰もが働きやすい職場環境づくり

② 各分野の人材育成とダイバーシティ経営の推進

- 医師や看護職員等の医療人材の安定的な確保、定着、キャリア形成、資質の向上のための支援
- IoT、ビッグデータ、AI 等の ICT を活用するためのスキルやマインドを持った人材の育成
- 介護人材について、外国人やシニア等をはじめとする多様な人材の参入促進
- 地域リハビリテーションの中核的人材の育成
- 農業の就業から定着に至るまで切れ目のない支援や経営継承、経営能力の向上、雇用就業の促進、女性農業者間のネットワーク強化
- 林業の成長産業化に向けた専門性の高い人材の育成
- 漁労技術の確実な継承等による漁業の担い手の確保・育成
- 建設環境改善などの取組による建設業の担い手確保

6. 計画期間

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から3年間とする。

昭和六十二年法律第二十三号

地域雇用開発促進法

目次

[第一章 総則\(第一条—第三条\)](#)

[第二章 地域雇用開発指針及び地域雇用開発計画等\(第四条—第六条\)](#)

[第三章 雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための措置\(第七条—第九条\)](#)

[第四章 自発雇用創造地域に係る地域雇用開発のための措置\(第十条—第十四条\)](#)

[第五章 雑則\(第十五条—第十九条\)](#)

[第六章 罰則\(第二十条—第二十三条\)](#)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に関し、当該地域の関係者の自主性及び自立性を尊重しつつ、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じ、もつて当該労働者の職業の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇用機会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講ずることにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。

2 この法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。
- 二 その地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の就業の意思及び能力を有する者として厚生労働省令で定める者の総数に対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、かつ、当該求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが著しく困難な状況にあること。
- 三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。
- 四 その地域内に居住する求職者に関し第三章に定める地域雇用開発のための措置を講ずる必要があると認められること。

3 この法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

- 一 一又は二以上の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域であること。
- 二 その地域内に居住する求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあること。

三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

四 その地域内の市町村、当該地域をその区域に含む都道府県、当該地域の事業主団体その他の地域の関係者が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出(以下「雇用の創造」という。)の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、当該市町村が雇用の創造に資する措置を自ら講じ、又は講ずることとしていること。

五 その地域内に居住する求職者に関し第四章に定める地域雇用開発のための措置を講ずる必要があると認められること。

(責務)

第三条 国は、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における求職者の発生の状況その他これらの地域における雇用の動向に的確に対処するため、これらの地域内に居住する求職者、これらの地域内に所在する事業所に雇用されている労働者等について、地域雇用開発の促進に必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

第二章 地域雇用開発指針及び地域雇用開発計画等

(地域雇用開発指針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針(以下「地域雇用開発指針」という。)を策定するものとする。

2 地域雇用開発指針においては、国の雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する基本方針その他次条第一項の地域雇用開発計画及び第六条第一項の地域雇用創造計画の指針となるべき事項について定めるものとする。

3 厚生労働大臣は、地域雇用開発指針を策定しようとするときは、関係行政機関の長と協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、地域雇用開発指針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、地域雇用開発指針の変更について準用する。

(地域雇用開発計画)

第五条 都道府県は、地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて雇用開発促進地域に該当すると認められるものについて、当該地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画(以下「地域雇用開発計画」という。)を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域雇用開発計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 雇用開発促進地域の区域
- 二 雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項(当該雇用開発促進地域内において行うべき第七条の規定に基づく助成及び援助に関する事項を含む。)
- 三 計画期間
- 3 地域雇用開発計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項
 - 二 雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項
- 4 都道府県知事は、地域雇用開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。
- 5 厚生労働大臣は、地域雇用開発計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
 - 一 その地域雇用開発計画に係る地域が雇用開発促進地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合するものであること。
 - 二 第二項第二号及び第三号に掲げる事項が地域雇用開発指針に適合するものであること。
 - 三 その他地域雇用開発指針に照らして適切なものであること。
- 6 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、第二項第一号に掲げる区域を管轄する都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴かななければならない。
- 7 都道府県は、地域雇用開発計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 8 都道府県は、第五項の規定による同意を得た地域雇用開発計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 9 第四項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

○地方労働審議会令

(平成十三年九月二十七日)

(政令第三百二十号)

地方労働審議会令をここに公布する。

地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(平二九政一八五・一部改正)

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平二九政一八五・一部改正)

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(平二九政一八五・一部改正)

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月七日政令第一八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。